

秦野市インターンシップ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、秦野市（以下「市」という。）が学生に対して市における実践的な就業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

2 市職員が学生を教育・指導することにより自らの業務を再確認し、市民の方々への説明能力をより高める等、市職員の資質向上につなげることを目的とする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等学校及び高等専門学校（以下、学校等）の学生とする。ただし、実施年度に卒業見込みである学生を除く。

(2) 秦野市役所の業務に関心があり、インターンシップに積極的に取り組む意思のある者。

(3) 就職活動において秦野市役所での勤務を志望し、又は志望する予定の者。

(実習期間)

第3条 実習期間は、市長が必要と認める期間とする。

(受入手続)

第4条 学校等に在籍する学生が市におけるインターンシップを希望するときは、市長に対して実習生受入依頼書（第1号様式）及びインターンシップ実施申込書（第2号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、インターンシップを行う学生（以下「実習生」という。）の受入れ可否を決定し、受入通知書を学校等に通知するものとする。

3 市は、前項の規定により実習生の受入れを決定した場合は、秦野市インターンシップに関する覚書（第3号様式）を大学等と締結するものとする。

(実習生の身分)

第5条 実習生は、学校等の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しないものとする。

(費用負担等)

第6条 市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しないものとする。

(実習に専念する義務)

第7条 実習生は、市職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

(法令等を遵守する義務)

第8条 実習生は、実習時間中は職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第9条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第10条 実習生は、実習により知り得た情報を漏らしてはならない。また、実習修了後も同様とする。

2 実習生は、市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。

(誓約書)

第11条 実習生は、前3条の規定を遵守するために誓約書(第4号様式)を市長に提出してからでなければ、インターンシップを行ってはならない。

(事故責任等)

第12条 学校等及び実習生は、実施期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が故意又は過失により市に損害を与えた場合は、学校等及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、学校及び実習生は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(中止)

第13条 市長は、実習生がこの要領に定める事項に違反したとき又は実習の実施を継続し難い理由が生じたときは実習を中止することができる。

(実習の証明)

第14条 市は、学校等が実習生の実習内容について証明を求めたときは、当該実習生の実習期間、実習内容等について証明するものとする。

(実習の報告)

第15条 実習生は、インターンシップ終了後、速やかに、秦野市インターンシップ報告書（第5号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

(その他必要事項)

第16条 この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施について必要な事項は別に定める。